

前払式証券の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第四条 前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号。以下「令」という。）第五条第二号ホに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（表示事項）</p> <p>第十五条 法第十二条各号に掲げる事項は、前払式証券を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示しなければならない。ただし、専ら贈答用として購入される前払式証券のうちその購入の目的に合わせて証券金額等を明示しないこととしているものに係る同条第三号に掲げる証券金額等の表示については、符号、図画その他の方法による表示をもって足りる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前払式証券の面積が狭いため法第十二条各号に掲げる事項を明瞭に表示することができない場合には、前二項の規定にかかわらず、次の要件のすべてを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なもののみを表示す</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第四条 前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号。以下「令」という。）第五条第二号ニに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（表示事項）</p> <p>第十五条 法第十二条各号に掲げる事項は、前払式証券を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載しなければならない。ただし、専ら贈答用として購入される前払式証券のうちその購入の目的に合わせて証券金額等を明示しないこととしているものに係る同条第三号に掲げる証券金額等の表示については、符号、図画その他の方法による記載をもって足りる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前払式証券の面積が狭いため法第十二条各号に掲げる事項を明瞭に記載することができない場合には、前二項の規定にかかわらず、次の要件のすべてを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なもののみを記載す</p>

ること足りる。

- 一 約款等に同項第一号及び第二号に掲げる事項についての表示があること。
- 二 前払式証券が一般に購入される際に当該約款等がその購入者に交付されること。

(保全契約の相手方)

第十六条 令第九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

- 一 三 (略)
- 二 三 (略)
- 四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員

附 則

(法附則第七条第三項の前払式証券の未使用残高の算出方法)

第六条 (略)

2 | 自家型発行者等が法第五条第三項(法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした場合その他の事由により基準日を含む基準期間において発行しなかった場合における前項の規定の適用については、同項中「(当該基準日以前四年以内の各基準期間に係る第二十五条に規定する発行額を合計した額をいう。」

ること足りる。

- 一 約款等に同項第一号及び第二号に掲げる事項についての記載があること。
- 二 前払式証券が一般に購入される際に当該約款等がその購入者に交付されること。

(保全契約の相手方)

第十六条 令第九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

- 一 三 (略)
- 二 三 (略)
- 四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員で、保証保険の引受けを行う者

附 則

(法附則第七条第三項の前払式証券の未使用残高の算出方法)

第六条 (略)
(新 設)

（「とあるのは、」（自家型発行者等が当該前払式証券について最後に発行した日の直後の基準日以前四年以内の各基準期間に係る第二十五条に規定する発行額を合計した額をいう。）とする。

改正案	現行
<p>（営業保証金に代わる契約の相手方）</p> <p>第八条 令第五条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十六条の規定により外国保険会社等とみなされる保険業法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員を含む。）</p>	<p>（営業保証金に代わる契約の相手方）</p> <p>第八条 令第五条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十六条の規定により外国保険会社等とみなされる保険業法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員を含む。）で、保証保険の引受けを行う者</p>

抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十二年大蔵省令第三十五号）

改正案	現行
<p>(登録拒否の審査) 第五条の二 (略)</p> <p>2 前項第一号口に規定する「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社若しくは同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員</p>	<p>(登録拒否の審査) 第五条の二 (略)</p> <p>2 前項第一号口に規定する「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社若しくは同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員で、<u>保証保険の引受けを行う者</u></p>

(参考) 前払式証券の規制等に関する法律施行規則(平成二年大蔵省令第三十三号)の読み替え後の規定【改正規則第六条第二項関係】

<p>読み替え後</p>	<p>読み替え前</p>
<p>附 則</p> <p>(法附則第七条第三項の前払式証券の未使用残高の算出方法)</p> <p>第六条 法附則第七条第三項に規定する前払式証券について基準日における法第二条第二項に規定する未使用残高の合計額の把握が困難と認められる場合には、当該前払式証券の種類に応じ、第二十六条第二号に規定する前払式証券の種類ごとの内訳の額をその証券金額等の種類ごとの発行累計額(自家型発行者等が当該前払式証券について最後に発行した日の直後の基準日以前四年以内の各基準期間に係る第二十五条に規定する発行額を合計した額をいう。)で按分した額に基づき当該合計額を計算することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第七条第三項の前払式証券の未使用残高の算出方法)</p> <p>第六条 法附則第七条第三項に規定する前払式証券について基準日における法第二条第二項に規定する未使用残高の合計額の把握が困難と認められる場合には、当該前払式証券の種類に応じ、第二十六条第二号に規定する前払式証券の種類ごとの内訳の額をその証券金額等の種類ごとの発行累計額(当該基準日以前四年以内の各基準期間に係る第二十五条に規定する発行額を合計した額をいう。)で按分した額に基づき当該合計額を計算することができる。</p>